

Title	長慶天皇の綸旨
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.34, No.1 (1961. 7) ,p.110- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	余白録
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610700-0110">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610700-0110</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

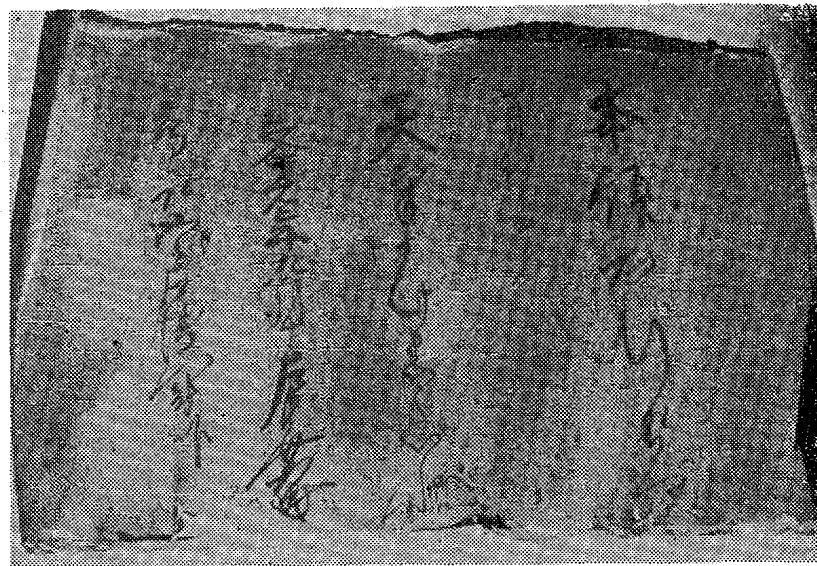
The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

もつとも有力な修道會の公式の學説となつてゐる場合には、特に慎重さが望まれるべきであつた。キルウォード、ベッカムらに、このような教會法上の措置が、參考

にすべき歴史的・相對的状況の推移について、充分な配慮が缺けていたことも、オクスフォード禁令發布の原因となつたといえよう。

長慶天皇の綸旨

武田勝藏



神奈川縣茅ヶ崎市小和田地區の上正寺は眞宗の由緒ある寺院である。堂舎は荒廢してゐるが、其の建築様式は江戸時代に火災の後、鎌倉より古い佛堂を移建したと云われる通り、禪宗様式に手を加えた足利時代のものである。同寺に登拜の折、許を得て本堂の奥にあつた長持型の箱底を搔廻すうちに、一古文書を發見し、これを披見すると、

本領知行不可有相違者、天氣如此悉之、以狀

文中元年九月十日 左中辨 花押

鳥取五郎左衛門尉館

とあつて、南朝の長慶天皇の綸旨で、北朝

では後圓融天皇の應安五年（一三七二）に當る。綸旨と云えば一般に薄墨の料紙であるのに、これは白紙で、南風不競の秋を示してゐる。この所領安堵の文書によつて地方武士が南朝に忠勤を勵んでいたことが知られるが、鳥取五郎左衛門尉が果してこの湘南地方の土着のものか、今のところは寺並に同地に傳承がないのは遺憾である。他日、若しこの地に縁故の武士と云うことが判明すれば、小和田の地區が南朝勢力に屬してゐたことを知る有力な史料となる譯であり、昭和の世に歴代に列し、次いでその陵も治定した天皇であれば珍しいものと見るべきであらう。